

水痘予防接種についての説明書

【接種対象者と接種方法について】

生後 12 か月から生後 36 か月に至るまでの間にある方（1 歳から 3 歳の誕生日の前日まで）
※すでに水痘にかかったことがある方は対象外となります。

接種回数：3 か月以上の間隔をおいて 2 回皮下に接種

※標準的な接種期間

1 回目：生後 12 か月から生後 15 か月に至るまでの期間

2 回目：1 回目の接種終了後 6 か月から 12 か月に至るまでの間隔をおいて 1 回

【接種量】

0.5mL を皮下に注射します。

1 水痘について

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスの初感染によって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から 2 週間程度です。

主な症状は発疹、発熱で、通常 38℃前後の発熱が 2～3 日続きますが 40℃を超えることもあり、その際に熱性けいれんを合併することがあります。発疹は丘疹から始まり、水疱、膿疱を経て痂皮化して治癒します。合併症は、稀に肺炎、気管支炎、肝炎、皮膚の細菌感染症、心膜炎、小脳炎、髄膜脳炎、血小板減少性紫斑病などがあります。

水痘は主に小児の病気で、9 歳以下での発症が 90%以上を占めると言われ、我が国では年間 100 万人程度が発症し、4,000 人程度が入院、20 人程度が死亡していると推定されています。成人での水痘も稀に見られますが、成人に水痘が発症した場合、水痘そのものが重症化するリスクが高いと言われています。

2 水痘ワクチンについて

国内では乾燥弱毒生水痘ワクチンが用いられています。予防効果は、通常 80～90%以上の抗体陽性率が認められており、水痘ワクチンの 1 回の接種により重症の水痘をほぼ 100%予防でき、2 回の接種により軽症の水痘も含めてその発症を予防できると考えられています。

3 ワクチンの副反応

一定の頻度で見られる副反応については、過敏症（接種直後から翌日に発疹、蕁麻疹、紅斑、そう痒、発熱等）、局所症状（発赤、腫脹、硬結等）、全身症状（発熱、発疹）があらわれることがありますが、一過性で通常、数日中に消失するとされています。

また、稀にみられる重い副反応としては、アナフィラキシー（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）、急性血小板減少性紫斑病等があります。

4 予防接種をうける前に

(1) 一般的注意

気にかかることやわからないことがあれば、予防接種をうける前に担当の医師に質問しましょう。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（通常は 37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ このワクチンの成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある方
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患がある方
- ② 過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状がみられた方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ このワクチンに対してアレルギーをおこすおそれがある方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ① 接種を受けた後に、急な副反応が起こることがありますので接種後 30 分間はその場で様子を見るようにし、30 分たってから医療機関を出るようにしましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後 1 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④ このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、27 日間以上の間隔をあける必要があります。ただし、同時接種を希望する場合は、医師にご相談ください。
- ⑤ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑥ 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

5 副反応が起こった場合

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることもあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、体調変化が現れた場合は、速やかに接種した医師（医療機関）の診察を受けてください。予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。お住まいの区の保健福祉センターにご連絡ください。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

大阪市保健所・各区保健福祉センター

平成 28 年 10 月